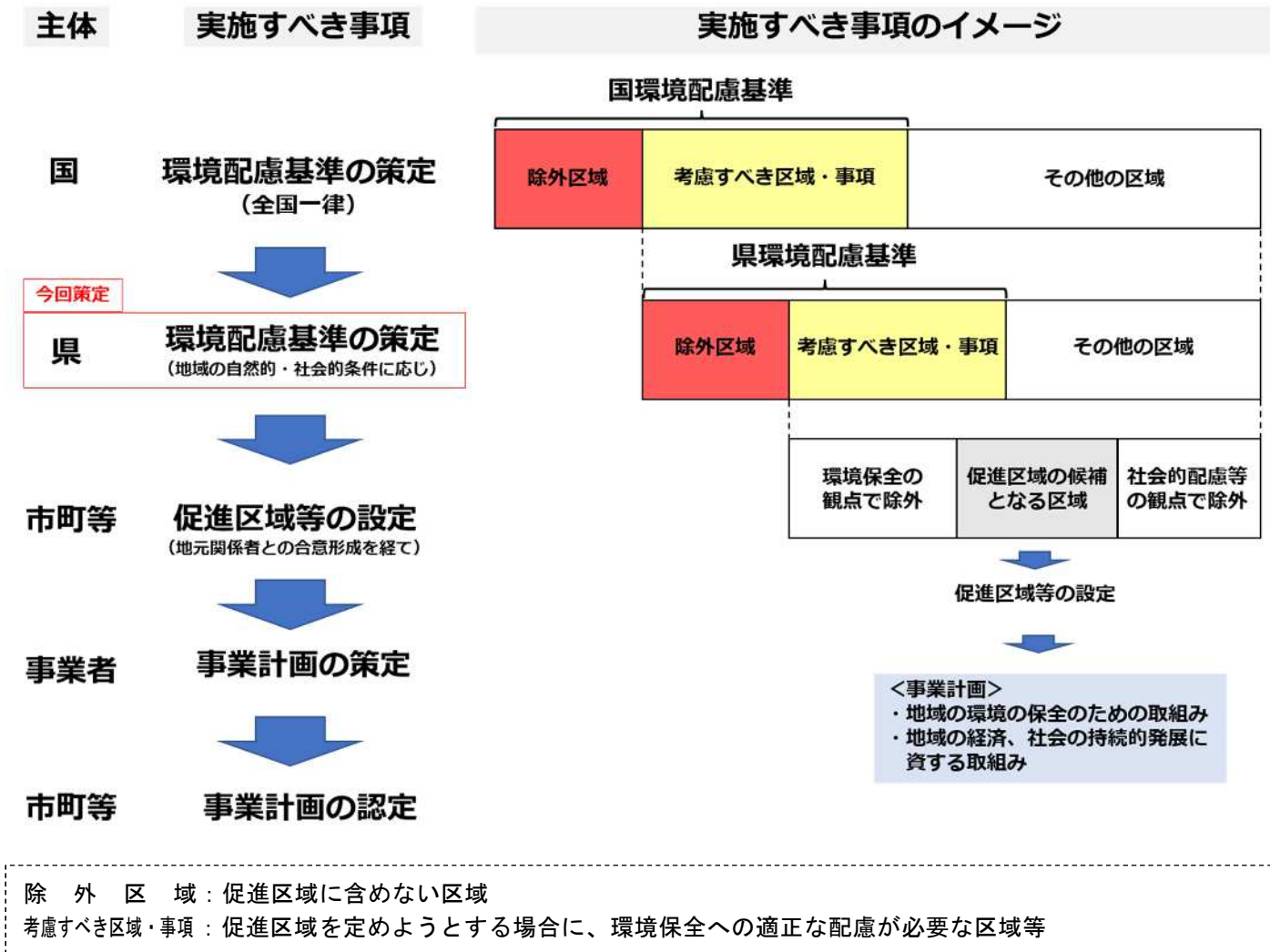


### 1 策定の趣旨

- 国は、令和4年4月に施行した改正地球温暖化対策推進法において、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図るため、「地域脱炭素化促進事業」制度を創設。令和6年5月、第6次環境基本計画において、本制度の活用促進を図ることを明示した。
- 県は、地域の環境保全が図られるよう、環境配慮基準を策定し、市町の適正な促進区域等の設定を促す。

【「地域脱炭素化促進事業」制度の全体像】



#### 地方公共団体への効果

##### 地元関係者との合意形成

適切に設定された区域への再エネ事業の呼び込み（適地誘導）は、地域での合意形成、トラブルの未然防止に貢献

##### 地域環境・資源の保全

環境に配慮した立地誘導を促進し、環境破壊を回避  
環境配慮要件を事業者に求めることができ、環境共生型事業を実現

#### 事業者への利点

##### ワンストップ化の特例

複数機関への個別調整が市町による一括手続に代替され、簡略化  
対象となる法令は、農地法、温泉法、自然公園法、森林法、河川法、廃掃法、盛土規制法

##### 環境アセス手続一部省略

計画段階配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないことによる迅速化・省力化

### 2 対象とする地域脱炭素化促進施設（再エネ施設）の種類

- 太陽光発電施設
- 風力発電施設（洋上風力発電施設を除く）
- 中小水力発電施設（3万kW未満）
- バイオマス発電施設

### 3 基準の概要

#### (1) 除外区域

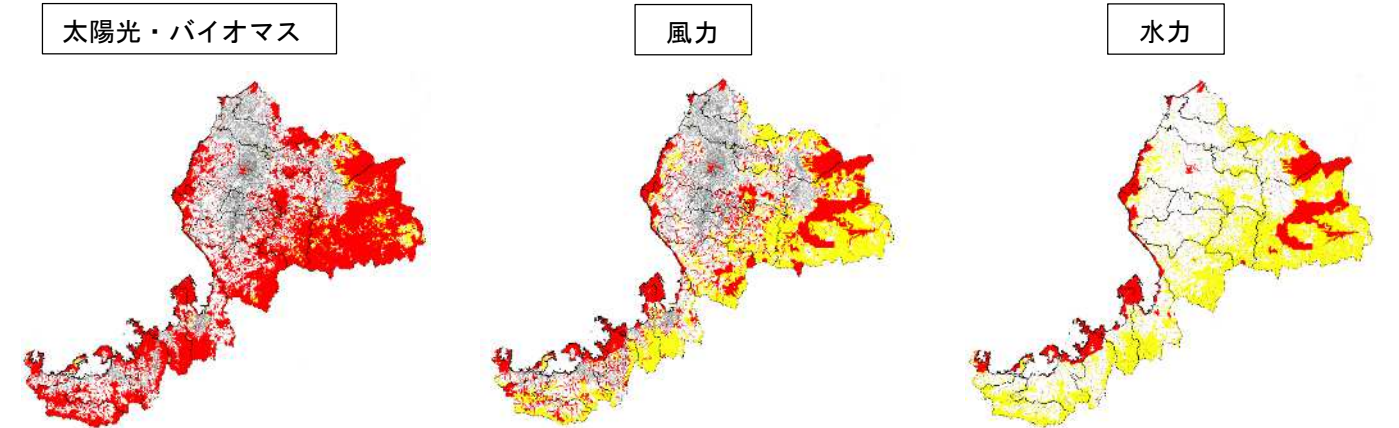
区域名（根拠となる法令）	太陽光	風力	水力	バイオマス
砂防指定地(砂防法)	●	●		●
地すべり防止区域(地すべり等防止法)	●	●		●
急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	●	●		●
保安林(森林法)	●	保護林のみ		●
国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区 <sup>※</sup> [注]（鳥獣保護管理法）	●	●	●	●
県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区（鳥獣保護管理法）	●	●	●	●
生息地等保護区のうち管理地区 <sup>※</sup> [注]（種の保存法）	●	●	●	●
国の原生自然環境保全地域 <sup>※</sup> [注]・自然環境保全地域 <sup>※</sup> [注]（自然環境保全法）	●	●	●	●
県の自然環境保全地域(福井県自然環境保全条例)	●	●	●	●
国立・国定公園の特別保護地区 <sup>※</sup> 、海域公園地区 <sup>※</sup> 、第1種特別地域 <sup>※</sup> 、第2種特別地域、第3種特別地域(自然公園法)	●	●	●	●
県立自然公園の特別保護地区 <sup>[注]</sup> 、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域(福井県立自然公園条例)	●	●	●	●
ラムサール条約湿地(ラムサール条約)	●	●	●	●
風致地区(都市計画法)	●	●	●	●

※国が定める除外区域 [注] 現時点で県内に該当する地区や地域はない

#### (2) 考慮すべき区域・事項

考慮対象事項（抜粋）	収集すべき情報
騒音、反射光、風車の影による影響	学校・病院など保全対象施設、住居の分布状況
水の濁り、水の汚れによる影響	周辺の河川、湖沼等の利水状況
土地の安定性への影響	土砂災害の発生原因となり得る土地の分布状況
動植物の生息・生育地への影響	重要な動植物の生息・生育地(重要地 里地里山 30 など)
景観への影響	眺望点および景観資源の分布状況(福井ふるさと百景)
人と自然との触れ合いの活動の場への影響	自然との触れ合いの活動の場の利用状況(自然歩道など)

### 4 除外区域・考慮すべき区域の設定イメージ [赤：除外区域、黄色：一部の考慮すべき区域<sup>※</sup>]



※地図データが存在しないものや希少種に係る秘匿情報は表示していない。(考慮すべき事項も非表示)